

朝鮮民主主義人民共和国の核・ミサイル問題の平和的解決に向けた外交努力を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）は、国際社会からの度重なる抗議や警告にもかかわらず、ミサイル発射や核実験を繰り返しており、去る11月29日未明にも弾道ミサイルを発射し、日本の排他的経済水域に落下したとみられている。こうした北朝鮮の脅威は、わが国の安全に対する、より重大かつ差し迫った新たな段階に入ったと言わざるを得ず、住民の不安も高まっている。

このため、国においては、国民の平和と安全を守るため、米国や韓国をはじめ、北朝鮮と関係の深い中国、ロシアなどの諸外国と緊密に連携しながら、安保理決議に基づく経済制裁の徹底を図り、核・ミサイル開発を阻止すると同時に、武力衝突が生じることがないように、一層の外交努力を尽くすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年12月18日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣
国家公安委員会委員長、外務大臣、防衛大臣 あて